

帰還困難区域（双葉町）に居住し、工務店を営んでいた申立人らについて、

- 1 精神的損害の増額分として、家族別離も考慮し、要介護者に月額6万円、介護者2名にそれぞれ月額3万円から6万円が賠償された事例。
- 2 事業用の工具等につき、法定耐用年数ではなく、実際の使用可能年数を基礎に経年減価をして損害額が算定された事例。

905-1

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

損害項目		期間	金額	備考
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）		平成23年3月1日～平成24年9月30日	4,024,000円	平成〇〇年（東）第〇号の既払金を控除
避難費用	家財道具、電化製品	平成24年3月1日～平成24年9月30日	5,632円	
	食費増加分		22,857円	
	交通費・通信費		5,000円	
	被服費		22,798円	
	医療費		30,550円	
	一時帰宅費用		66,000円	
	その他		23,575円	
損害額合計			4,200,412円	
上記に対する弁護士費用			126,012円	上記損害額の3%
支払額			4,326,424円	

2 和解金額及び支払方法

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金432万6424円の支払義務があることを認め、（以下省略）

3 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目のうち精神的損害以外の

損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

4 継続協議

本一部和解は、本件で申立人らが求めている賠償のうち、当事者双方間に争いが無い損害項目のみを対象とするものであり、その余の請求分については、引き続き本和解仲介手続における協議を続行することを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月19日

（仲介委員 五島丈裕）

帰還困難区域（双葉町）に居住し、工務店を営んでいた申立人らについて、

- 1 精神的損害の増額分として、家族別離も考慮し、要介護者に月額6万円、介護者2名にそれぞれ月額3万円から6万円が賠償された事例。
- 2 事業用の工具等につき、法定耐用年数ではなく、実際の使用可能年数を基礎に経年減価をして損害額が算定された事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、および同X3（併せて以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 期間

自 平成23年3月11日 至 平成25年3月25日

2 損害項目

財物損害

事業用動産（工具等の価値喪失による損害） 640万円

事業用動産（木材の価値喪失による損害） 65万0187円

住宅ローン利息の支払いによる損害 21万0432円

本件和解仲介に関する弁護士費用 21万7819円

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目についての和解金として、申立人らに対し、金747万8438円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

1 申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有する

ものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償
紛争解決センターに交付する。

平成26年3月25日

(仲介委員 五島丈裕)